

懷門人三上順憲及兒允升從、右□子題名出於一瞬

萬里痛快之餘筆骨奇矯氣韻獨出如、大海孤島也蓋

子之浴城崎予亦俱焉探奇訪幽必從矣此遊、獨不嗟

夫轉眼歲流殆一紀矣子也逝矣緬然長思感豈可道、

不朽之者為本藩執政土岐久義時文化十四(一八一

七)年八月十日、出石教授櫻月維温跋并書」

6、轟

蓮華寺 五輪塔 「弘、恬譽諍意居士、彌譽貞

意大姉、真空實如信士、圓相妙□□女、潘、維弘

化三(一八四六)年、仲夏之月、幻住實全誌、弘、

切浜主、淺倉邑田尻長兵衛、林邑木瀬仁左工門、

石工丹後久美海士村藤左工門」

7、羽入

觀音寺參道 標柱 「第拾三番、當国地藏尊靈所、

寄進願主羽入村笠浪庄三郎、文久三(一八六三)

亥正月建立」

8、下町

賀 島 石碑 「下り松、莊兵衛、隣因生産窮

業當里、文久三(一八六三)亥九月十三日建立」

9、馬場町

鷹野神社 牛像 「慶應三(一八六七)丁卯季

夏日、願主、世話人米屋五良助」

10、東町

蛇々山 石碑 「弘、千手觀世音菩薩、□喜兵

衛」

11、下町

賀 島 詩碑 「雖免嶮山野火林風霜冰雪□紛々

□要石刻、長無恙誰□□庇此文、城崎諸友以善此

作意為是遂謀□一小亭保護博士文字令、吾錄此附

□為事□□□不獨庇□之善也村瀬駿」

12、切浜

石 碑 「さいわいの神」

三、県・町指定・町指定外文化財

まえがき

文化財と法律

近年、私達が何気なく文化財という用語を使用しているが、ここでは文化財とその関連する法律を概観してみよう。一般に文化財とは、「人類の文化活動によってつくり出された事物、事象で文化的価値のあるもの」をいい、「文化財保護法」により保護され、活用されるものである。

明治四年（一八七二）の「古器物保存法」は各地方で歴代所蔵の古器旧物を保護するを目的とし、同二十一年（一八八八）には、臨時全国宝物取調局が宮内省に、同二十九年（一八九六）に古社寺保存会が内務省に設置された（「古社寺保存法」明治三十年）。

大正八年（一九一九）の「史跡名勝天然記念物保

存法」制定におよんで、仮指定の制度や調査権が認められ環境保全の規定を設け、権限の地方委任を認めるに至った。昭和四年（一九二九）には国宝保存法が、同八年（一九三三）に重要美術品等の保存に関する法律が制定されて、保存制度が充実され、保護の範囲も拡大された。

こうして文化財保護に関する国民の関心が高揚しはじめた折、昭和二十四年（一九四九）法隆寺金堂の火災が発生し、以来、文化財保護に対する世論が急速に高まり、同二十五年五月三十日法律第二四号をもって文化財保護法の制定をみるに至ったのである。

この法律は従来の国宝保存法、重要美術品などの保存に関する法律及び、史跡名勝天然記念物保存法などを統合したものであり、百三十条からなる膨大なもので、「文化財を守りその活用を図り、国民の文化向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献す

ることを目的としてつくられ、各文化財についての管理、保護、活用などを規定している。

その後、昭和四十三年（一九六八）文化財保護法は文化庁設置にともない大幅に改正され、指定その他の権限は文部大臣・文化庁長官に移った。

文化財の意義

文化財保護法第二条の示す「文化財」は次のように分類、定義がなされている。

(イ)「有形文化財」 建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で日本にとって歴史上または芸術上価値の高いものおよび考古資料。

(ロ)「無形文化財」 演劇・音楽・工芸技術その他の無形の文化的所産で日本にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

(ハ)「民俗資料」 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗習慣およびこれに用いられる衣服・

器具・家具その他の物件で日本国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

(ニ)「記念物」 貝塚・古墳・都城跡・城跡旧宅その他の遺跡で日本にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳・その他の名勝地で日本にとって芸術上または観賞上価値の高いものならびに動物（生息地・繁殖地および渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）、で日本にとって学術上価値の高いもの。

(ホ)「伝統的建造物群」 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

以上の他に「埋蔵文化財」について第五十七条では、土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって発掘に着手しよ

うとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならぬ。などを定めている。

竹野町文化財保護に関する条例

このようにして戦後国をあげて文化財行政が活発に進展をみたのであるが、わが竹野町においても昭和四十九年（一九七四）六月十九日、「竹野町文化財保護に関する条例（条例第二七号）および竹野町文化財審議委員会規則」を定めて、町内の文化財の調査と保護活動を開始させたのである。以下その主要部分を抄録する。

「竹野町文化財保護に関する条例」

第一条 この条例は文化財保護法（昭和二十五年法律第二一四号）第九十八条第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一六二号）第二十三条第一号の規定に基づき竹野町の区域内に存する文化財を保存し、かつその活用を図り、もって町民の郷土愛とその認識を高め文化

の向上に資することを目的とする。

第二条 この条例で「文化財」とは法第二条第一項に掲げる有形文化財・無形文化財・埋蔵文化財・民俗資料及び記念物をいう。

第三条 竹野町教育委員会は町の区域内に存する文化財のうち国の文化財保護委員会及び兵庫県教育委員会の指定を受けたもの以外で、町にとって重要なものを竹野町指定文化財として指定することができる。

（中略）

第八条 文化財の保存及び活用を図るため、文化財審議委員会を置く。（以下略）

さらに九条にわたる竹野町指定文化財保護に関する規則を設定して、町内の文化財の指定及び管理に關して必要な事項を定めている。

県・町指定の文化財

昭和五十年五月一日竹野町文化財審議委員会が発

表27 竹野町における文化財一覧表

(イ)県指定(5)

(平成2年9月末現在)

番号	記名	種別	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	有形	彫 刻	行道面	昭和43.3.29	桑野本	桑野本区
2	記念物	名勝地	はさかり岩	昭和43.3.29	切浜	切浜区
3	有形	絵 画	絹本淡彩月庵宗光像	昭和46.4.1	須谷	円通寺
4	記念物	天然記念物	波食獣穴群	昭和47.3.24	竹野	竹野区
5	記念物	天然記念物	宇日流紋岩の流理	昭和47.3.24	田久日	田久日区

(ロ)町指定(21)

番号	記名	種別	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	有形	名勝地	段の白滝と河床	昭和52.11.15	段字白滝	段区
2	有形	絵 画	絹本彩色伯英徳俊全図	昭和52.11.15	切浜631	大寧寺
3	有形	彫 刻	狛犬	昭和52.11.15	椒1906-2	檜椒神社氏子
4	記念物	樹 木	桑原神社の大イチョウ	昭和52.11.15	桑野本	桑野本区
5	記念物	樹 木	おまき桜	昭和54.3.8	椒字岩内	檜椒神社
6	有形	木造建造物	飾千石船	昭和54.3.8	竹野300	教育委員会
7	有形	木造建造物	飾千石船	昭和54.3.8	竹野763	教育委員会
8	有形	史 跡	須恵器窯跡	昭和54.3.8	鬼神谷宮ノ下	八幡神社
9	有形	考 古	須恵器窯跡出土器	昭和54.3.8	教育委員会	教育委員会
10	無形	民俗文化財	轟太神楽	昭和54.3.8	轟	轟太神楽保存会
11	有形	遺 跡	古墳横穴式石室	昭和55.3.26	田久日坊主鳴	田久日区
12	有形	民俗資料	蓮華寺賽の河原	昭和55.3.26	轟366	蓮華寺
13	有形	絵 画	切金絹本着色大日如来画像	昭和55.3.26	轟366	蓮華寺
14	有形	絵 画	絹本切金着色愛染明王画像	昭和55.3.26	轟366	蓮華寺
15	有形	彫 刻	木造聖観音菩薩立像	昭和55.3.26	轟366	蓮華寺
16	有形	彫 刻	木造十一面観音菩薩立像	昭和55.3.26	轟366	蓮華寺
17	有形	民俗資料	石棒	昭和55.3.26	轟本地区公民館	教育委員会
18	有形	石造建造物	宝篋印塔	昭和55.3.26	羽入	荆木山観音寺
19	有形	民俗資料	興長寺熊野堂の船絵馬	昭和62.12.21	竹野297-1	興長寺
20	有形	民俗資料	鷹野神社の船絵馬	昭和62.12.21	竹野84-1	鷹野神社
21	有形	記念物	細田邸庭園	平成元.3.2	轟336	細田昌

足し、町内の文化財を調査し、指定する活動が開始された。それから一五年が経過し、その成果が順次発表されてきたが、まだまだ未調査のまま眠っている文化財も多い。

竹野町における文化財は、表27にみるように、県指定五件と町指定二一件の、合計二六件（平成二年九月末現在）がある。

これらの指定物件の他にも、数多くの文化財が遺されている。特に各神社や寺院における神仏像や仏画・書画・建造物・彫刻その他城跡や石造記念碑・奉納踊りなど広範囲におよぶ未指定のものが相当数あり、今後の指定が待たれるところである。

これらの文化遺産は大切に保存され、伝承していかねばならない。

なお、竹野町の文化財のうち、県指定文化財・町指定文化財・指定外文化財について、以下に解説を記述する。この内、県指定の全部と町指定の大部分

については、『竹野町の文化財第六集』（昭和六十三年三月竹野町教育委員会）によることにした。これ以外の執筆担当については、巻末の一覧表を参照されたい。

1、行道面



写354 行道面

(昭和四十二年度県指定)

昭和四十三年三月二十九日

所在地 城崎郡竹野町桑野本

所有者 竹野町桑野本区

(付) 金銅製菩薩宝冠残欠五片／木製光背二片／金銅製透彫
光背残欠三片／鉄製鈴一器／鉄製鏡一器

建久二年(一一九二)八月十五日に鷹野神社の祭祀舞楽に
用いられた面であると伝えられている。

もと菩薩面一〇面、僧形面二面があったが、菩薩面三面は
森本の桑原神社に納められて、こう水のために流出してしま
ったといわれている。

現在の菩薩面は、様式的に三つの類型に分けることができ
る。第一の様式(一号面)は、繊細優美な純然たる藤原様式
の面で、制作の年代も藤原末期と考えられる。第二の様式
のもの(二号、三号面)は、頭髮に飾り金具をつけ、彫法は精
緻。写實的で生氣ある典型的な鎌倉初期の作品と考えられる。
第三の様式のもの(四、七号面)は、頭髮に飾り金具をつけ
ないで、顔の輪郭、眉、鼻、唇などの表現は大まかであるが、
これも鎌倉期の特色を示している。また、僧形面二面も喜び
をユーモラスに生き生きと表現した鎌倉期の作品である。

なお、ほかに宝冠の残欠五片、木製の光背二枚、金銅製の
光背透かし彫り断片三片、鉄製の鈴および鏡一器ずつがあり、
これらもすべて神事に関係のあったものと考えられ、やはり
鎌倉期の制作と判定してよからう。

2、はさかり岩



写355 はさかり岩

(昭和四十二年度県指定)

昭和四十三年三月二十九日

所在地 城崎郡竹野町切浜海岸

所有者 竹野町切浜区

管理者 切浜区長

「はさかり岩」は竹野町切浜から浜須井に向かう海岸道路の下の海中にあり、湾をへだてて淀洞門と向かいあっている。間隔約二・五メートルの突き出した二つの岩柱の間に短径三メートル、長径四メートルの橢円体の岩塊がはさまって奇観を呈しており、そのために「はさかり岩」の名で呼ばれている。これらの岩石は岩柱、岩塊ともに同質で、北但層群豊岡累層下部の辻レキ岩層で、新第三紀中新世中期(約二、〇〇〇万年前)のものである。

但馬海岸には海食によって生じた洞門が多いが、「はさかり岩」はレキ岩中の亀裂にそって海食が行なわれ、キレツ洞門が生まれ、さらに海食が進んで洞門の岩が落ちかけ、途中にはさまって止まっているものである。

このような実例は比較的少なく、奇観とともに学術的な価値も高いとされている。

3、絹本淡彩月庵宗光像



写356 絹本淡彩月庵宗光像

(昭和四十五年度県指定)
昭和四十六年四月一日

所在地 城崎郡竹野町須谷六

所有者 円通寺

管理者 円通寺住職

縦 ○・九六メートル

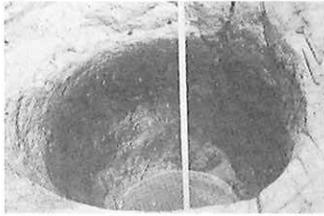
横 ○・四〇メートル

曲まが糸いとに座す月庵の肖像を斜左から描いている。図上に「廓清五蘊吞尽十方青山不老白日芒々右慶法行写予真以我贊一語与之耳 永徳癸亥半夏日 月庵宗光書」と自書しているので、永徳三年(一三八三)すなわち彼の死ぬ(月庵の死は康応元年)六年前、五十八歳の時に描かれたものであることがわかる。

月庵は嘉暦元年(一三二六)美濃国に生まれ、山名時義・時熙ときひろ父子の信仰をうけ、朝廷より正統大祖禪師と追おし諡された禪僧である。彼が但馬国に来たり黒川に住んだのは、貞治六年(一三六七)のことであり、在地で多くの信者を得、但馬では大明寺(生野)大同寺(和田山)円通寺(竹野)を創建した。

画像は淡彩であるが、長い眉、尖って突き出したあごなど傑僧の面影を的確な描線で写実的に表現している。眉目その他に補筆がみられるが、概して保存は良好である。

4、波食甌穴群



写357 波食甌穴群

(昭和四十六年度県指定)
昭和四十七年三月二十四日

・所在地 城崎郡竹野町竹野賀嶋三

・所有者 竹野区

・管理者 竹野区

面積 一五二・五三平方メートル

竹野町竹野賀嶋(猫崎)半島の基部西海岸の波食台にある。甌穴(おう穴、かめ穴、ポットホール)は、一般に河床の岩盤に生じたわずかの凹凸に小石がひっかかり川の流れによって小石がぐるぐるまわされて、凹みを大きく、かつ深めて甌穴となったものである。

竹野の甌穴群は新第三紀中新世中ごろ(約一、六〇〇万年前)の北但層群豊岡累層の凝灰岩層からなる波食台にみられるもので波の作用によってつくられたものである。直径七〇センチメートル、深さ五五センチメートルぐらいの大きなものから、大小約四〇の甌穴が群をなし、中には二つの甌穴がくっついてひとつになったものや、また、ごく浅く甌穴のできかけのものなどがあり、甌穴の成因と成長をしめすものもある。この甌穴群の学術的価値は高いものとされている。

5、宇日流紋岩の流理



写358 宇日流紋岩の流理

(昭和四十六年度県指定)

昭和四十七年三月二十四日

・所在地 城崎郡竹野町田久日字向山

・所有者 田久日区

・管理者 田久日区

面積 約九、〇〇〇平方メートル

宇日流紋岩は約七〇〇～八〇〇万年前(中新世後期)に噴出した火山岩体で照来層群下部に属している。流紋岩には、しばしば明らかな流理構造を示し、その流れた様子を物語っていることがあり、流紋岩の名もそれに由来している。

宇日流紋岩は厳密にいうと溶岩が流出してできたものではなく、浮石を含む多量の火山灰が陸上に急速に厚く堆積し、それ自体のもつ熱のために再びとけて溶岩状になって流動したもの、すなわち流紋岩質の溶結凝灰岩である。岩片を拡大してみると浮石の粒にとけた跡や、おしつぶされて横にのびたりしている様子がみられる。

向山の海岸では、みごとな流理(流紋)が約一五〇メートル×約六〇メートルの岩壁いっぱいに見られ、その学術的、教育的価値は高いといわれている。

町指定文化財

1、段の白滝と河床



写 359 段の白滝と河床

(昭和五十二年町指定)

昭和五十二年十一月十五日

・所在地 城崎郡竹野町段字白滝

・所有者 段 区

・管理者 段 区長

段の白滝は滝の延長四五メートル、河床の延長五〇メートルで全長九五メートルである。

滝は幅一メートルから三メートルあり、河床は幅二メートルから四メートルであり、水成岩質の一枚岩である。

年中、水が涸れることなく、幅のせまい糸滝で四段からなっている。一段目四メートル、二段目二〇メートル、三段目一五メートル、四段目六メートルあまりある。

滝壺から河床岩の切れめまでが、他に類なき景観を呈し、美しい滝と河床である。

2、絹本彩色伯英徳俊和尚全図



写300 絹本彩色伯英徳俊和尚全図

(昭和五十二年度町指定)

昭和五十二年十一月十五日

・所在地 城崎郡竹野町切浜六三一番地

・所有者 大寧寺

・管理者 住職 大紫磨泰山

縦 一・〇五メートル

横 〇・四〇メートル

曲糸に座す伯英徳俊の肖像を斜右から描いている。金泥を用いた華麗なものであるが、高僧の頂相だけに落ち着きのある画像である。図上に自書らしき文字があるが判読出来ない。諸般の事情から推察して、室町時代前期の応永年間（一三九四―一四二八）の作と考えられる。

伯英徳俊は武蔵の人で、延慶三年（一三一〇）の生まれで、応永十年（一四〇三）九十三歳で死亡されている。

応安の初め、明に入り、永和二年（二三九五）、大年祥登を相携えて帰朝した。

応永二年（二三九五）建長寺より南禅寺五三世管長となり、南禅寺本山を修復し三年後、南禅寺山内に大寧院を建立した。

明治二十年十二月十二日、大寧院を独秀山大寧寺として竹野町に移転、そのおり備品とともにこの画像も搬入されたといわれている。

3、狛犬



写361 狛犬

(狛形)



(阿形)

(昭和五十二年町指定)

昭和五十二年十一月十五日

・所在地 城崎郡竹野町椒一九〇六番地の二

・所有者 椒椒神社氏子

・管理者 椒椒神社氏子総代

狛形(うんぎょう)

高さ 〇・六〇メートル

阿形(あぎょう)

高さ 〇・六九メートル

狛犬は神社の神門等に安置して妖魔邪鬼を防ぐと言われており、中古より獅子型と狛犬型の二種類ある。

多くは宮殿内の簾几帳の左右に置かれたもので、神社に狛犬唐獅子を置くようになった時代背景は明らかでないが、椒椒神社の狛犬は、彩色がほどこされておらず、作られた年代は室町時代と考えられる。

4、桑原神社の大イチョウ



写362 桑原神社の大イチョウ

(昭和五十二年度町指定)

昭和五十二年十一月十五日

・所在地 城崎郡竹野町桑野本

・所有者 竹野町桑野本区

・管理者 桑野本区長

根まわり 一〇・〇メートル

(地上一・五〇メートルのところ)

目通り 七・七〇メートル

(地上三・〇メートルのところ)

樹 高 四八・五〇メートル

枝張り 東西 二三メートル

南北 二四メートル

推定樹齢 約三五〇―四五〇年

本樹は桑原神社神殿前にあり、東北からの姿見は手のひらの形状を呈している。樹勢は旺盛で、今後さらに育成するものとみられる。

5、
おまき桜



写363 おまき桜

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

- ・所在地 城崎郡竹野町椒字岩ノ内
- ・所有者 檜椒(ほそき)神社

根まわり 七・〇〇メートル

目通り 六・〇五メートル

樹 高 一四・五〇メートル

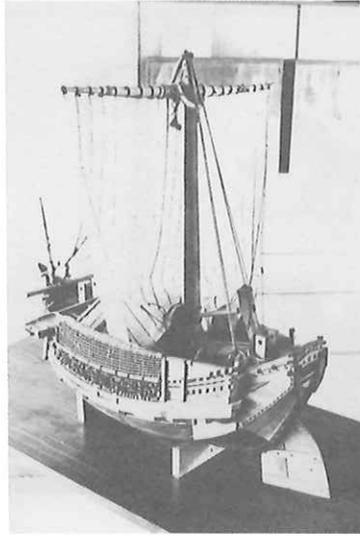
枝張り 東西 一五・〇〇メートル

南北 一八・五〇メートル

推定樹齢 約五〇〇年

この桜は、麻を播く時期をたがえず咲くので「麻蒔桜」と命名されている。花期は四月下旬。目通り幹囲六・〇五メートル、高さ一四・五〇メートル、枝張り東西一五メートル、南北一八・五〇メートル、樹冠の張り約四アールに達する。樹勢は、枝枯れがみえるも今なお盛んである。

6、飾千石船



写364 飾千石船

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

所在地 城崎郡竹野町竹野

竹野小学校

所有者 竹野町教育委員会

船の長さ 一・二〇メートル

最大幅部 〇・五〇メートル

帆 幅 〇・七八メートル

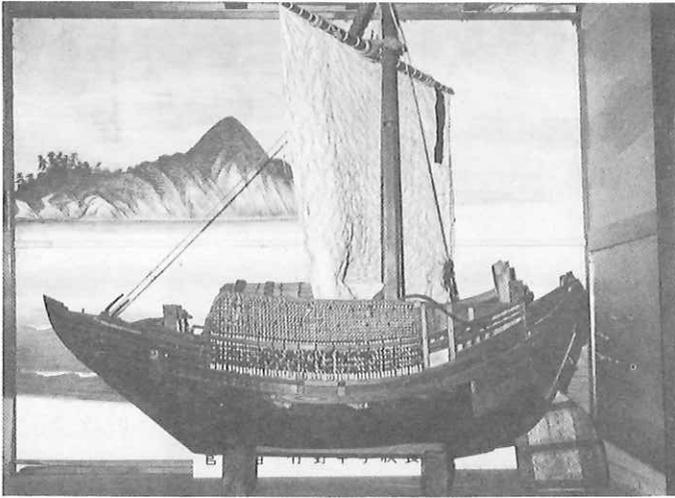
北前船とは、江戸時代中期の寛文十二年（一六七二）河村瑞軒が開いた西廻り航路を往来して物資の大量輸送に活躍した大型木造和船であり、四角い一枚帆を用い帆の反数で船の大きさが判別できる日本独特の構造をもっている。

大阪から瀬戸内海を通り、日本海を経て北海道までの諸港に寄港しながら日常生活の必需品を運び、荷物の運搬と商品の売買の二面性をもち、かなりの利潤を上げている。

千石船の呼称は、米千石以上を積む北前船のことを指すが、通常その形の大小を問わず千石船と呼んでいる。

この飾千石船は、船を新造するときにつくられた模型であり、正月二日の「船祝い」に床の間に飾り乗組員とともに祝宴を催し、航海の安全を祈ったといわれている。

7、飾千石船



写365 飾千石船

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

・所在地 城崎郡竹野町竹野

竹野中学校

・所有者 竹野町教育委員会

船の長さ 一・二七メートル

最大幅部 ○・五五メートル

帆 幅 ○・八四メートル

飾千石船は正月船ともいい、船主の家の床の間に置いて正月の起舟きしゆうの祝いに飾られたものである。

江戸時代中期以降、北前船による全国的海運網の発展により、全国で生産される米や酒・油・砂糖などの日常生活に必要な多種多様の商品が流通し国民経済をささえた。

この模型は、日本海の荒波を乗り切るために胴太でずんぐりした型に補強された独特の構造をつくり出している。

船首の反りの小さいわりに船尾の反りが大きな幕末期の北前船の特徴を備え、特に船首部のふくらみと垣立にその工夫がみられる。

北前船の明治中期の形式を精密な造りで再現しており、北前船が消滅した現在ではこれらの船模型を通して往時をしのぶことのできる貴重な資料である。

8、須恵器窯跡



写366 須恵器窯跡

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

・所在地 城崎郡竹野町鬼神谷字宮ノ下

・所有者 八幡神社

鬼神谷字宮ノ下四二〇番地周辺二二六五㎡

この須恵器窯跡遺跡は、竹野町鬼神谷字宮ノ下に位置し、遺跡は数基の須恵器窯跡がある。

これらの窯はたがいに使用された時期に差が認められ、すくなくとも三時期程度には分類できる。

伴出した須恵器などは窯業に従事した人々の残したもので、付近に工房等が存在した可能性が強い。

出土遺物のうち、古いものは五世紀末～六世紀初頭に、新しいものは六世紀～七世紀代に位置づけられる。

本窯跡群採集の最古の一群は、出雲高畑例や北陸能登鳥屋例よりもやや古く、TK三～TK四式の時期に位置づけられるのではないかとわれている。

9、須恵器窯跡出土器



写367 須恵器窯跡出土器

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

- 所在地 城崎郡竹野町鬼神谷
- 所有者 竹野町教育委員会

鬼神谷の谷頭の山裾部分に位置し、地主立花氏の宅地造成の土取り場から昭和四十九年に須恵器の高坏(たかつき)型、土師器など完形品数点が出土したものである。そのほか砥石、コシキなども同時に出土している。現在、出土地の崖面に一、二基の窯体の断面が確認でき、灰原の一部と推定される灰層も確認され、また、現場より上方に神社の参道がつけられているが、この付近にも窯の存在する可能性があるといわれている。なお、伴出した土師器は、窯業に従事した人びとの残したものと推定されている。

10、
轟太神楽



写368 轟太神楽

(昭和五十三年度町指定)

昭和五十四年三月八日

・所在地 城崎郡竹野町轟

・所有者 轟区

この神楽は、社人二人、若者三人、大刀かたげ三人が神前で
行なうもので、まず社人による神言(かみごと)の奏上か
ら始まり、獅子舞は小太鼓一人、横笛四人で奏し、「幣の舞」
「剣の舞」「乱獅子」などの種目がある。

この神楽の始まりは、小太鼓の内側に文化三年(一八〇六)
の文字があるので、江戸時代中期ごろから伝承されているこ
とがわかる。

11、古墳横穴式石室



写369 古墳横穴式石室

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

所在地 城崎郡竹野町田久日

所有者 田久日区

古墳期後期の円墳石室古墳

一号墳東側

石室内(天石五枚)

幅 一・九〇メートル

長 四・一〇メートル

高 一・五〇～一・三〇メートル

二号墳西側

石室内(天石二枚)

幅 二・〇〇メートル

長 二・六〇メートル

高 一・五〇～一・二〇メートル

田久日集落の北東四〇メートル、有料道路の北側約一〇メートルのところに、植林された径約二〇〇メートルの円墳状の小山があり、内部に石壁や自然石で囲んだ横穴式石室二基が存在する。古くからヨグレババ古墳と呼ばれている。一号石室の長さ四・一〇メートル、幅一・九〇メートル、天井石五枚、二号石室の長さ二・六〇メートル、幅二・〇〇メートル、天井石二枚。出土品は不詳。

12、蓮華寺賽の河原



写370 蓮華寺賽の河原

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

・所在地 城崎郡竹野町轟三六六

・所有者 蓮華寺

全国的標準からみても、代表的な存在。もと轟地区に住していた太田八良右衛門が、衆生を無明（まよいの世界）から救うために、弘化四年（一八四七）に寄進。その中央に前年に同人が建立した大日如来像があり、密教的信仰を加味した賽の河原である。住職は実全、石工は大日如来像を丹後久美浜の藤井久助が作っているところから、同人の作と思える。童子像は、下塚九左衛門等が別箇に寄進。協力者、または、後にあやかつての寄進者があつたかと思える。

13、絹本切金著色大日如来画像



写371 絹本切金著色大日如来画像

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

・所在地 城崎郡竹野町轟三六六

・所有者 蓮華寺

幅 ○・六六メートル

長 一・三二メートル

四隅に蓮華を飾った宝瓶(ほうびょう)をおき、その中心に金剛界智拳印(ちけんいん)を結んだ大日如来像で、二重円相光背(にじゅうえんそうこうはい)を背に蓮台上に結跏趺坐(けっかふざ)し、五智宝冠(ごちほうかん)をかぶり、密教独特の智的な雰囲気の中の仏である。そして衣の文様、瓔珞(ようらく)、胸飾、腕釧(わんせん)、冠、瑠璃(じとう)などに金泥(きんでい)、金箔を併用し、網目文様、七宝繋(しっぽうつなぎ)、亀甲文(きっこうもん)、四ツ菱文などの装飾効果は一段と華麗で、高い工芸技術を駆使しているのが注目されているといわれている。技法、その他から鎌倉時代末期ごろに描かれた優品と推定されている。

なお、この画像は蓮華寺が鎌倉時代中興のとき、京都・東寺より他の仏具とともに搬入されたものといわれている。

14、絹本切金著色愛染明王画像



写372 絹本切金著色愛染明王画像

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

・所在地 城崎郡竹野町轟三六六

・所有者 蓮華寺

幅 ○・五九メートル

長 一・一五メートル

三眼六臂(さんがんろっぴ)で、赤色の日輪を背にし、
体
軀を赤色とする。獅子冠をつけ、忿怒(ふんぬ)の形相で、
手には鈴と五鈷杵(ごこしよ)、弓と矢、蓮華などを持ち、
宝瓶(ほうびょう)上の蓮華座に坐する。本像は儀軌(ぎぎ)に
みられる一般的な姿をしており、円光背(えんこうはい)
や着衣の文様に切金(きりかね)を用い、平安の伝統をふま
えた華麗な鎌倉時代の優品といわれ、保存も良好とみられて
いる。

15、木造聖観音菩薩立像



写373 木造聖観音菩薩立像

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

・所在地 城崎郡竹野町轟三六六

・所有者 蓮華寺

高さ 〇・七〇メートル

蓮華寺本堂に安置されている。後世の修補で手を加え彩色を改めている。しかし、面部、体軀に平安時代中期から後期の特色を十分に残している。天衣(てんね)や着衣の褶(ひだ)の表し方、ずんぐりした体軀や太い三道(さんどう)に地方作らしい推拙さもみられるが、柔和な表情には洗練された感覚がみられる。ただ損傷が著しいのが惜しまれている。

16、木造十一面観音菩薩立像



写374 木造十一面観音菩薩立像

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

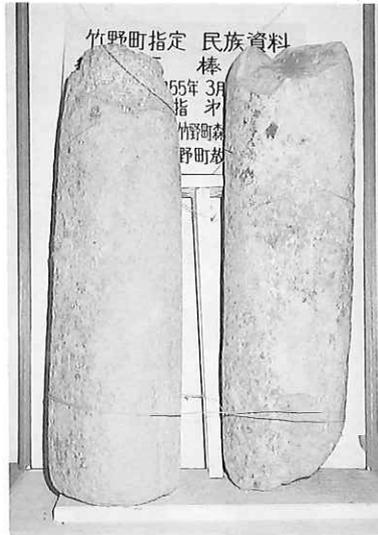
・所在地 城崎郡竹野町轟三六六

・所有者 蓮華寺

高さ 二・〇〇メートル

腹部から腰部は重量感にあふれる彫法がみられ、膝辺の着衣、天衣(てんね)の褶(ひだ)の彫り方は深く、鋭利なもののが跡をとどめている。肩の張りも強く、面部は鼻部に比較してやや大きめで、地方的な野趣の感じられる表情であるが力強さにあふれている。江戸時代末期に大きく修理の手が加えられているが、この寺の歴史をふりかえればこれだけの観音像が伝来することも故なしとしない。平安時代の優作と考えられている。

17、石棒



写375 石 棒

(昭和五十四年度町指定)

昭和五十五年三月二十六日

・所在地 城崎郡竹野町森本

森本地区公民館

・所有者 竹野町教育委員会

昭和五十四年十二月、森本・神原の三椒(さんしよ)川原で発見されたもの。

無頭石棒で全面が磨製されている。高さ五五・〇センチメートル、円周元五一・〇センチメートル、中四八・〇センチメートル。これまで縄文式時代中〜後期の遺跡から発見された例があるが、用途は明らかでなく祭祀用具ではないかといわれている。

18、 荆木山観音寺宝篋印塔



写376 荆木山観音寺宝篋印塔

(昭和五十五年(町指定)

昭和五十六年三月二十六日

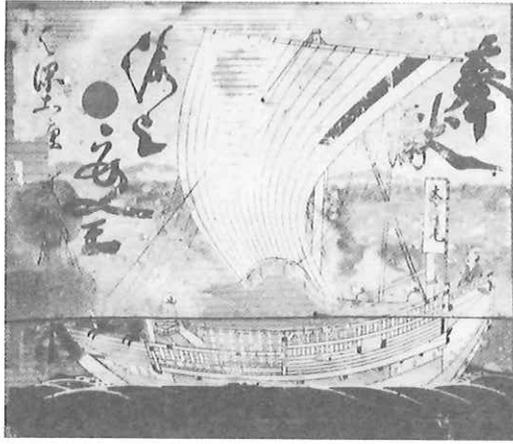
・所在地 城崎郡竹野町羽入

・所有者 荆木山観音寺

・管理者 金亀院

羽入の荆木山観音寺墓地には、町指定文化財の宝篋印塔八基が並んで立っている。向かって右から二番目のものには「嘉慶二年権律師、覺成位、六月八日」の銘文がある。嘉慶二年(一三八八)は南北朝時代末の北朝方の年号である。右端と三番目・四番目の宝篋印塔も形態から南北朝時代のものと推定される。他の五番目から八番目の四基は室町時代のもものと推定される。このように中世の宝篋印塔が八基も一カ所に集まっているのは竹野町はもちろんのこと但馬地方全体から見てもなく、貴重な石造物である(詳しくは二、石造物編の項を参照)。

19. 興長寺熊野堂（金毘羅大権現）の船絵馬



写377 興長寺熊野堂(金毘羅大権現)の船絵馬

(昭和六十二年度町指定)

昭和六十二年十二月二十一日

- ・所在地 城崎郡竹野町竹野二九七番地の一
- ・所有者 興長寺

竹野の社寺に奉納されている絵馬数は約百点、大部分が北

前船絵馬で、内二三点は麦稈（むぎわら）製で城崎の作品（県下で約二〇点現認）。

船絵馬は①安全航海祈願絵馬 ②難船絵馬 ③もどり絵馬 ④その他に大別され、海上安全を祈願した絵馬は大阪の専門絵師によるものから、船体に版画を使用した大量製作のものへと移行し、続いて素人の模写絵が多数を占め、構図は物資の集散地であった大阪の海上安全の守護神の住吉の社を背景に順風満帆で航行する様子が描かれ、次第に地方の氏神と太陽信仰から日の出が背景の主体となってくる。中でも船尾（真壘）から描いた絵馬は珍しい作品であり、船体の縮尺の船板絵馬や、刻を報せたタイムボールの図柄もある。

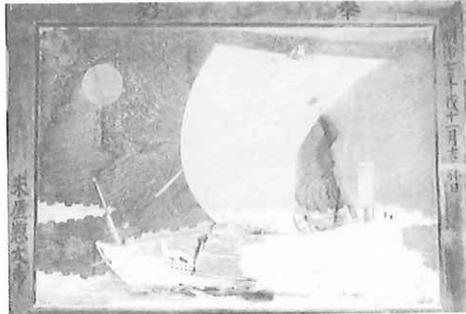
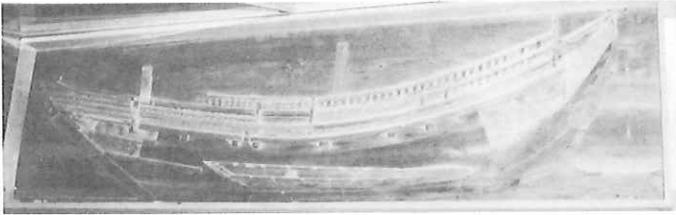
帆の反数と乗員数でその船の大きさが分かり、帆印は大部分が「リョウテンピン」で帆印から同じ船間屋取引をしたと推定される。

難船絵馬は「大しけ」にあい帆を下し、最後の手段として帆柱を切り倒し救いを金毘羅大権現に祈願した様が画かれている。一面には船体に比し大きな櫓を必死で押えている情景がリアルに描かれ当時の航海の困難さがよく分かり、これらは無事帰港したことのお礼として奉納した。

もどり絵馬は万策尽きた時もどりを切り神の加護を祈念した心の証しとして奉納し、又危機に際し万全の処置を尽くした証拠の品でもあった。

麦稈絵馬には主要部分の輪郭をコヨリで浮かせ、立体感を表現している技法の作品もある。

20. 鷹野神社の船絵馬



写378 鷹野神社の船絵馬

- (昭和六十二年度町指定)
- ・所在地 城崎郡竹野町竹野八四番地の一
 - ・所有者 鷹野神社

鷹野神社に奉納されている海上信仰を主とした船絵馬がある。

船絵馬は安政元年（一八五四）に「船清」が奉納したもの、安政二年（一八五五）「権吉」の奉納したもの、明治七年（一八七四）に米屋惣太郎が奉納したものが残されている。

なかでも、安政の絵馬は二点とも絵ではなく北前船の側面すなわち、水押し、舵側、垣立、艫を實際の船に縮尺し木材で平面に組み絵馬板を貼りつけたもので、「船清」が奉納したものは縦五三センチメートル、横一五〇センチメートル、「権吉」の奉納したものは縦八〇センチメートル、横三二〇センチメートルもある。

こうした仕様の船絵馬は、他地方にもしばしば見られるがこの二点が最も優れている。

21、
細田邸庭園



写379 細田邸庭園

(昭和六十三年度町指定)

・所在地 城崎郡竹野町轟三三六

・所有者 細田 昌

細田邸には、江戸時代中期の大庄屋の雰囲気を感じさせる、長屋、母屋、鍵型中門などの家の構えと、四三二平方メートルにもおよぶ豪華な枯滝石組の庭園がある。

この庭園は、江戸時代中期(宝暦年間一七五二～一七六四)初頭の作で、池泉観賞式庭園で京都御所の造園師が作庭したと伝えられている。巨石を使った滝を配置し、池は琵琶湖をかたちどり近江八景をテーマにした高級庭園である。

町指定外（竹野町文化財地図より抜粋）

1、阿弥衣

阿弥衣（あみぎぬ） あみえ・あみごろもとも言い、「あみぎん」で作ったころも。

「あみぎん」は麻や藤蔓の表皮で編んだ目の粗い衣で縄文文化の伝統をひくと言われている。一遍上人が遊行回国に要した十二道具の一つ。

語源は阿弥は網の意味で、阿弥陀仏の阿弥を網にあて、網で魚貝をすくいとることく、摂取不捨の本願を意味する衣で、



写380 阿弥衣

衆生を救済する意をあ
らわすとも言われ、又、
編衣（あみぎぬ）と称
名念仏の南無阿弥陀仏
の阿弥に因んで書き換
えたとの二説がある。
裳（腰から下にま
う衣）のない仕立てで
一遍は阿弥衣を着て遊
行回国した。また一遍

に随逐した時衆もこれをまもっていた。「一遍聖絵」には裳無衣（もなしころも）をきて踊り念仏を行っている様子が描かれている。その当時、仏教では阿弥衣は法衣と見なされず、他の教団から非難されたことが「野守鏡」などに見えている。現在は使用されていないが、遺品は全国で約二〇領、興長寺には四領、その内の一領に「永正一八年十一月二十七日 八代漢阿弥陀仏」の墨書銘がある。これは時宗最古のもので、漢阿弥陀仏は興長寺の十代位までの住職が称していた。時宗の僧侶が麻・絹の法衣をまとわず、あえて最も恵まれない階層の衣服から作成した阿弥衣を重視し着用したのか、捨聖一遍上人の姿勢が如実に示されている。

三重県下に「野袈裟（棺掛）」と称して同じものが葬式の際に使用されているらしい。

2、観音寺蔵六部の笈

六部（または六十六部）は、法華経を全国（六十六ヵ国）の一の宮（またはそれに代る社・寺、但馬では出石か養父神社が多い）に奉納する行者。室町時代からはじまり、江戸時代には広く民衆に及んだ。笈を負い、帯前に鐘を下げ、各戸に米銭を乞うた。本笈は、寛政八年（一七九六）に同寺本堂に奉納。行者は山形の住人円入・妙泰で、半俗半僧の夫婦者



写381 柴栗山睨満の碑

と思える。願主は羽入村吉岡新左衛門で、同家が世話をした。笈を奉納したり、または各地区入口にある大乘妙典一石一字塔の建立は、この行の完了を記念し、地区民の協力を得て行なうことが多い。この石塔はよくみられるが、笈が残っている例は珍しい。笈仏は阿弥陀三尊(口絵写)。(真参照)。

3、柴栗山睨満の碑

賀嶋公園の登り口を直進して眼下に誕生が浦を臨む左手の山すそに、高さ一八五センチメートル、幅六八センチメートルの碑がある。寛政の三博士と呼ばれた栗山は、格の正しい漢文作家であり江戸中期の儒者であった。

文化四年(一八〇七)六月、風光明媚な但馬鷹浜に來遊し

4、宇日神社の彫刻

て、その雄大な自然に感嘆した心境を詩に賦している。この数ヵ月後に没した栗山の遺作ともいえよう。



写382 宇日神社の彫刻

明神さんの名で親しまれている宇日神社には、式内鷹野神社にある柏原の彫刻師仲井権次の彫刻と同様にみごとな彫刻がある。

拝殿上部の「つたと雲」に龍をあしらった間口一間半の紅梁と、棟木を支える力士像である。この力士は由緒あるお宮にあるといわれ、但馬でも数少ない

5、相撲甚句

貴重なものである。

甚句という名称は幕末から明治にかけて流行したが、「本

調子甚句」や「二上り甚句」等から相撲とりが巡業の際にはやらせたのが相撲甚句である。

江戸時代、全国各地で神社仏閣の建立、修築などの寄附金を集めるため勸進相撲が行なわれたが、竹野の場合、北前船主達により賀島崎勘三郎や下り松莊兵衛などの田舎相撲の力士を召しかかえ氏神の祭礼を盛り上げた。現在では相撲甚句保存会も出来ている(口絵写)。

6、色来神社の檜

林村の氏神、式内社色来神社の境内にある檜の巨木。

根まわり六メートル。目通り四・六〇メートル。枝ぶり二〇メートル四方。樹高三五メートル。地上五・五メートルの所から二枝になっており樹勢も旺盛である。



写383 色来神社の檜

7、「狗留孫仏」の巨岩

位置 椒地区床瀬、黒尊谷小字寺谷(通称ガール) 標高一八

〇メートル。

(県道竹野日高線より約七四〇メートル)

形状 高さ約二〇メートル。基部幅約五メートルの円錐状メ

ンヒル。頂部風化進行。

岩質 流紋岩(瑪瑙を産出する日高町河江の流紋岩と一連のもの)

成因他 約二千万年〜千五百万年前生成の高粘質溶岩が、共役断層により亀裂した時の破砕物であり、断層面に生じた急峻なV字形断崖の一形態を示している。

灰褐色の巨岩は石英に富み硬質で、水平な流理を見せて河床中央に佇立している。周辺の山中にも、半ば土に埋れた同種数基のメンヒルがある。

日本列島が大陸から分離した頃の地質構造を、豊岡累層を通して語る有力な資料であり、はさかり岩と同時代のものとして推定される(口絵写)。

8、丈山城跡

竹野川の河口近い、その西に一際高く聳える、標高三二二



写384 丈山城跡

メートルの山城である。南の山麓須谷には、山名氏の菩提寺円通寺がある。頂上部は平坦地（一三m×一七m）で、東側に三層の郭があり、南は尾根上を約四〇メートルの土塁が続き、その突端部は一〇メートル四方の低い台状郭になっている。堀割・虎口が二カ所井戸跡なども認められる。築城の時期、城主名は不明であるが、最近新たに、須谷の南側より、和田・草飼に至る山麓一帯に、おびただしい郭と見られる形跡が発見され、今後の調査研究の成果を期待する。

9、三原村のタタラ跡

タタラとは足で踏んで空気を送る大きなフイゴで、我国で行なった砂鉄製錬法で、その製錬場をもタタラと言った。

三原村が豊岡藩領であった享保四年（一七一九）から、豊

岡の菊屋源五右衛門は、三原村大山に水路を造り、大山の表土を水に流して砂鉄を採取し、山では炭を焼き、タタラを造り、一定量の砂鉄と木炭が生産されると、溶鉱炉（タタラ）で木炭を高温で燃焼させて砂鉄を溶かして製鉄した。

当時三原村の奥地には砂鉄を採取する人、炭を焼く人、タタラに従事する人達が居住した。百軒程の鉄山村ができたと言われたが、三原村が天領になってから四年後の同十六年に鉄山事業は終わった。

タタラ跡は埋まり判明できないが、大山には水路跡がある。

10、川南谷村のタタラ跡

川南谷村で製鉄事業を行なった年代、事業者名は不詳である。川南谷村は三原村の大山の北側にある集落である。このために大山の砂鉄を採取し、川南谷村で製錬したことが考えられるが、記録はない。

タタラ跡は川南谷村の奥地にあったというが、現在は埋まりその跡は判明できない。川南谷川の下流ではときおり製鉄滓を見ることもある。

11、古墳群（阿金谷・和田）

竹野谷の古墳では、古墳後期のものは各集落で散見できる

が、前期のものは比較的少ない。田久日・竹野・草飼・須井・轟・下塚・林・森本・御又・小城・桑野本などの古墳は後期のものがその大半であるが、松本・阿金谷・和田・須谷・鬼神谷などの海岸部に近い所に古墳前期のものが多くのである。

それらの中でも、和田の竹比古墳群、一号〜六号。太田古墳群、二号〜八号や、阿金谷の谷口古墳群、一号〜八号。山崎古墳群、一号〜十一号。ツン谷一号〜二号などはその代表格である。

12、縄文・弥生土器出土地

松本の土生谷遺跡（縄文・弥生式土器片・石器出土）、子守神社遺跡（縄文式土器片）。森本の神原遺跡（石ゾク、石器片、土師器）。椒の堂の上遺跡（石ゾク、縄文土器片、石器片）。

縄文時代から古墳期をつなぐ弥生式土器の発見は、埋蔵文化財の発掘が進んだ現在でも日本史を研究する上で重要視されているが、竹野町における縄文末期から弥生、そして古墳前期の出土物は貴重なものである。

13、鋳物師辰峠の大岩

鋳物師辰峠は、城崎町と竹野町との境界にある、標高はおよそ二四〇メートルの峠の名である。その手前に立つ岩を、

古来鋳物師辰の大岩と呼んでいる。高さ一〇数メートルの巖の上に、高さ数メートル、重さ一〇〇〜一四〇トンの巨岩を載せて（全長一九メートル）、けわしい山坂に奇観を呈している。峠名の由来は、天平六年、伊多郡が荒金を背負って国府に至る途次、この峠で大地震に出合い、頭上の岩の揺れるを見て、恐しくなって後戻りしたことによると、但馬郷名記に伝えているが、江戸時代の文豪上田秋成の「秋山記」に見る、「大口真神の物語」を伝える峠の岩根でもある。



写385 鋳物師辰峠の大岩

14、平家落人伝承地

田久日・宇日両地区には、悪七兵衛景清と越中次郎兵衛盛

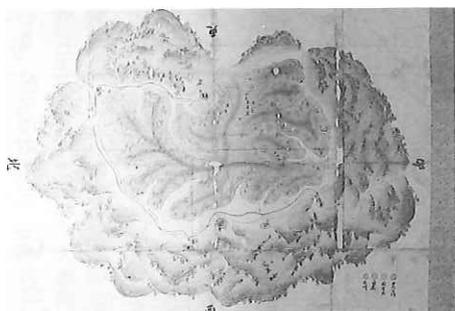


写386 青葉城跡要図

嗣(『但馬顕晦録』には景清と主馬判官盛久)の落人伝承があり、田久日にはこれを祀る八方籠二基(中に室町時代の一石五輪数基)がある。景清を自称する僧が、室町時代に來訪したと思える。三原・川南谷両地区は、木地屋に關連があるが、一たん香住町鎧に落ちた上総五郎忠光がさらに落ちて來た。須井地区には飛彈四郎兵衛の伝承がある(『但馬顕晦録』)。神原地区には、香住町畑の伊賀平内左衛門がさらに落ちて來たと称する伊賀家がある。

15、青葉城跡

竹野川を溯ること五キロメートル、轟の西南に屹立する標高一六二余メートルの山城である。別名轟城とも呼んでいるが、脚下を竹野川が大きく屈折し、竹野谷を一望する好位置にある。築城の時期は不明だが、城主は垣屋越中守国時を初代とする。天正八年羽柴秀吉の



写387 段村の絵図

但馬再征に当たり、四代城主豊実は、但馬の同志を糾合して水生城に向き、抗したが敗北した。現在頂上部の削平地(四〇m×三〇m)には、秋葉権現社・垣屋大明神の二柱を祀る社がある。

16、段の鉾山跡

で働く者の逃走を取り締まったという。

段鉾山は寛永四年(一六二七)までの一四カ年は生野代官

慶長十九年(一六一四)椒村の段において金山が発見された。このために小出大隅守領(陶器藩)であった段村は天領となり、生野代官の支配地となり、生野代官所の役人が派遣されて、段村から外部に通ずる道路四カ所に御番所を設置し、柵を設けて一般の通行を禁止し、鉾山

所が直轄支配して盛況を極めたが、寛永四年からは請座となり、御口屋・御番所は廃止し、元禄の終わりごろ（一六九七～一七〇三）まで採掘が続けられたという。

17、鬼神谷の鉱山跡

寛永年代（一六二四～一六四四）から陶器藩の須谷奉行所（代官所）が金銀を採掘した美含鉱山（金原・鬼神谷）は、元禄九年（一六九六）陶器藩主小出家の断絶と共に廃坑になったという。

その後百九十一年を経過した明治二十年（一八八七）に、古川鉱業の初代古川市兵衛によって、美含銀山（鬼神谷字引谷）が開坑された。

当初は露天掘りで非常な好況で製錬する暇がなく、鉱石をドイツ国へ輸出したと古川市兵衛翁伝に記してある。その後村奥に製錬所を建設して製錬も行ったが、銀価格の崩落によって、同三十年美含銀山を閉鎖した。

大正二年（一九一三）鬼神谷字コエジにおいて、堀啓三郎は金銀の鉱脈を発見し採鉱調査を行なった。これを竹野鉱山の経営者久原鉱業が同四年に譲り受けて、竹野鉱山阿古谷の火力発電所から送電し、排水ポンプ・捲揚機・空気圧搾機を動かす、鑿を用いて地下深くまで鉱石の採掘を行なった。

採掘した鉱石は選鉱し、竹野鉱山の本坑（轟字阿古谷）の鉱石と同じように佐賀関製錬所に輸送したが、同十年十二月に閉山した。

鬼神谷字村奥の鉱脈は、江戸時代に採掘したと考えられる小さな露天掘り跡がある。その下には明治二十年（一八八七）ごろに古川鉱山が、銀鉱石を採掘した坑道がある。この坑道による採掘は湧水多量のため、坑道の約六メートルの深さまで採掘して廃坑になっていた。

この鉱脈を昭和十六年（一九四一）春から、強力なる排水ポンプと、空気圧搾機を用いて地下約一三〇メートルまで採掘したが、同二十年春、竹野鉱山の事業閉鎖によって廃坑した。

18、轟の鉱山跡

明治三十八年（一九〇五）轟村字阿古谷で金銀の鉱脈が発見され、東京の河野蘭が採掘の許可を得た。その後この採掘権は大正元年（一九一三）八月に久原房之助が買取り、本格的な採掘を行ない竹野鉱山と称した。

当初は手掘りであったが、同三年には阿古谷に火力発電所を建設して、坑内の排水・捲揚機・坑内空気の清浄・鑿岩機等の動力源として用いた。

竹野鉾山は採掘した鉾石を竹野駅に送るため、阿古谷口から竹野駅まで約三軒の軌道をつくり、約一屯積のトロッコを馬に引かせて運搬し、竹野駅から汽車に積み、佐賀閼製錬所に送った。

この鉾山は竹野川の水面下約一一〇メートルまで採掘したが、地下水の増加によって採掘を断念し、同十二年九月に閉山し、事務所等を東大谷に移した。

当時の盛況を語るものとして残るは、中竹野小学校の公園の山頂に山神社跡、公園の池畔に火力発電機の基台があり、この池から約一〇〇メートル奥には採掘した廢石が多く積まれている。

19、東大谷の鉾山跡

大正九年（一九二〇）竹野鉾山は東大谷の山中（下塚字奥虫谷）に金鉾脈を発見し、試掘調査を行ない、鉾石運搬用トロッコ道（東大谷―鬼神谷）の建設等を行なった。

同十二年春からは空気圧搾機を動かし、鑿岩機を用い昼夜二交代で採掘を行なった。この年九月に轟字阿古谷の本坑は採掘をやめたので、鉾山の主力を奥虫谷坑に移し翌十三年からは竹野鉾山の本坑と称した。

昭和三年（一九二八）久原鉾業は日本産業株式会社に、翌

四年には日本鉾業株式会社に商号を変更した。この年竹野鉾山は奥須井字長瀧に鉾脈を発見した。このため奥虫谷坑の四坑から約六〇〇メートルの坑道を掘り、鉾脈に到達すると上部に向けて鉾石の採掘を行ないつつ、坑内空気清浄のために、奥須井の旧鶴峯鉾山の採掘跡まで約一〇〇メートルの坑道を掘り貫通させた。

採掘した奥虫谷坑および奥須井字長瀧坑の鉾石は、東大谷の七坑口から約一屯積のトロッコに積み、馬に引かせて竹野駅に運び、駅からは汽車に積み佐賀閼製錬所に送った。

昭和十三年（一九三八）国策により、竹野鉾山に製錬所の建設計画ができ、地元住民の協力を得て、東大谷の七坑口に最も近い山の斜面に建設されることになり、直ちに着工し、翌十四年八月、処理能力一ヵ月二千屯の製錬所が完成した。

このために竹野鉾山は活況を呈したのであったが、昭和十八年（一九四三）には軍需用の銅鉄不足補充のため国策に従い取り壊したのであった。

製錬所を無くした竹野鉾山は、銅鉾石製錬に用いる珪酸鉾の採掘を名目として、金・銀の鉾石を採掘したが、同二十三年に閉山した。

盛時を語るものとしては、七坑口と、製錬所跡がある。

20、奥須井の鉱山跡

鶴峯鉱山は奥須井字長瀧にあり、明治三十年（一八九七）ごろに金銀の鉱脈を発見し採掘した。

この鉱山は銀価格低迷のころで、古川市兵衛が明治三十年に弘仙銀山（奥佐津村本見塚）・美含銀山（中谷野村鬼神谷）を閉山した年代であり、経営は困難であるために、経営者は度々移り替り、特筆すべき業績は無く終わったと聞く。

長瀧鉱山は、鶴峯鉱山跡から東方約一〇〇メートルにある鉱脈で、奥須井字長瀧にある。この金銀鉱脈は昭和四年（一九二九）日本鉱業株式会社竹野鉱山が発見し、上部では奥虫谷鉱山から山越えて試掘調査を行ない、奥虫谷鉱山の第四坑から北西に向けて約六〇〇メートルの坑道を掘り、鉱脈に到達して鉱石を採掘した。

採掘した鉱石は、奥虫谷の第四坑口から鉄索を用いて選鉱場に運び、奥虫谷坑の鉱石と混同して処理を行なったが、同二十三年に奥虫谷坑と共に閉山した。

21、文楽かしら（元小城地区・現関宮町西村修蔵）

文楽とは、義太夫節（浄瑠璃節）に合せて、人形を操る芝居のこと。線人形の歴史は古く、平安時代アジヤ大陸から

伝わり、傀儡師が演じていた。室町時代、琉球（現沖縄）から三味線を伴奏する浄瑠璃が伝わりこれに加味され、慶長の頃（一五九六―一六一四）^{あぢり}浄瑠璃は成立。さらに、寛政年間（一七八九―一八〇二）淡路の植村文楽軒が大阪に出て、座元となり文楽座をはじめてから、文楽と呼ばれるようになり、全国に広がった。

但馬には、竹野町小城の他に、香住町森・日高町九斗にも座元があった。森のは淡路から伝えられたというが、同地区出身で村岡町教育長を勤めた福井一雄氏（同町住）が昭和三十八年に譲り受けた。九斗の文楽座は、もと同町田ノ口地区で行なわれたのが、同地区に渡り、昭和三十六年まで道具は同地区にあったが、現在では町の文化財となっている。

小城地区のは、現在、地方人形座首とし、世話婆（一）・源太（二）・子役（一）・娘（五）・老女形（一）・金時（又は勘平か）（二）の計一二と、足・腕・衣裳・刀などがあり、大阪市立博物館に寄託されている。

別に衣裳入長持二箇が、西村家土蔵に保管されている。外側に「但馬国 三番 小城座本」「但馬国 伍番 小城座本」とあり、少なくとも五箇以上の長持があった。伍箱の蓋裏に、「維時 明治九歳 子二月吉日」「第八大区 美含郡 壹小区 小城邸 座元中」とある。明治九年の頃には、まだ長持

を整備するほど盛んであったと考えられる。

同地区に、これが伝わった時、いきさつは分らない。しかし、村の全部をあげて座を組み、農閑期に但馬の各地を興行した。座元は、その中の上手がなった。ところが飢饉がつづいた頃というから天保年間（一八三〇～三四）と思われるが、興行が困難となり、その後は同地区で一年に一・二度、同地区の堂で行なわれるようになり、明治中頃まで続いた。昭和十年、地区の決議で日高町の人（九年か）に二十円で売ったという。同三十九年西村氏は、関宮町吉井の水垣氏から譲り受けて現在にいたる。なお、同十年に文樂のかしらなどを売却した時、同地区に歌舞伎も行われており、その絵ふすまも処分された。一時小城の人に買い取られ、同二十五年頃、河内地区に金二万円で売られたが、現在会館に残っている。

河内地区にも、喜楽座という文樂及び歌舞伎の座があった。農閑期に但馬の近隣地区及び播州にまで巡行したが、昭和初年に廃絶した（西村修氏手記、藤原俊雄氏〈小城〉・富田善右衛門氏〈河内〉談（口説写）（真参照））。